

重要事項説明書

作成日 2014年8月1日

改定日 2024年6月1日

1. 事業主体概要

事業主体名	医療法人社団寿光会
法人の種類	医療法人
代表者名	理事長 作田 美緒子
所在地	千葉県いすみ市岬町和泉字苅込台 330-1
資本金（出資金）	2億5560万円
法人の理念	高齢者の自立した生活を支援し、また認知症により自立した生活が困難になった利用者に対して、専門的な知識や技術を用いて安心と尊厳のある生活を送れるよう支援する。
他の介護保険関連の事業	介護老人保健施設エスパワー岬 介護老人保健施設エスパワー市川 介護老人保健施設エスパワー大原 介護老人保健施設エスパワー松戸 介護老人保健施設エスパワー成田 介護老人保健施設サンセール市川 介護老人保健施設エスパワー船橋 グループホーム いきいきの家岬 グループホーム いきいきの家成田 グループホーム いきいきの家香取 グループホーム いきいきの家印西 グループホーム いきいきの家稲毛海岸 介護付有料老人ホーム エクセルシオール山武 介護付有料老人ホーム エクセルシオール八千代台 介護付有料老人ホーム エクセルシオール稲毛海岸 サービス付高齢者向け住宅 ルポゼ東松戸 ・定期巡回随時対応型訪問介護・看護 ・居宅介護支援事業所 ・通所介護

他の介護保険以外の事業	医療療養型病院 岬病院 医療療養型病院 栗源病院 医療療養型病院 松戸牧の原病院
-------------	--

2. ホーム概要

ホーム名	グループホーム いきいきの家松戸
ホームの目的	中程度の認知高齢者の方々に日常生活における手助けを行い、安心した生活を営めるような介護を提供する。
ホームの運営方針	完全個室におけるプライバシーの保護と自由な空間や時間を演出し個人の意思を最大限に尊重する
ホームの責任者	金子 哲也
開設年月日	2014年8月1日
保険事業者指定番号	1291200358
所在地、電話、FAX	〒270-0011 千葉県松戸市根木内119-1 (電話) 047-703-9341 (FAX) 047-710-8951
交通の便	常磐線北小金駅からバスで10分
敷地概要 (権利関係)	敷地面積 1234.08 m ² 借地
建物概要 (権利関係)	構造 : 軽量鉄骨造 地上2階建て 延床面積 : 519.39 m ²
居室の概要	個室 18室 10.09 m ² ~ (収納含む) /1室
共用施設の概要	トイレ、浴室、リビング・ダイニング
緊急対応方法	トイレ、浴室にナースコール設置
防犯防災設備 避難設備等の概要	建物周囲フェンス設置 消火器常備・自動火災報知機・スプリンクラー・ 消防機関へ通報する火災報知設備・誘導灯
損害賠償責任保険加入先	三井住友海上火災保険株式会社

3. 職員体制（主たる職員）

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格	研修会受講等内容
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者兼計画作成者	1		1			介護福祉士 介護支援専門員	認知症対応型サービス 事業管理者研修 認知症介護実践者研修
管理者兼計画作成者	1		1			介護福祉士	認知症介護実践者研修 認知症対応型サービス 事業管理者研修
介護従事者	17 以上	7 以上	2	9 以上		介護福祉士他	
経理	1			1			

4. 勤務体制（※2ユニット分）

昼間の体制	6人（日勤 （早出 （遅出	8：45～17：00 7：15～15：30 11：15～19：30	2人 2人 2人
夜間の体制	2人（夜勤	16：30～翌9：00	

5. 利用状況（2024年6月1日現在）

利用者数	1ユニット当たり定員 9人（ユニット数：2） 総定員 18人
要介護度別	要支援2： 0名 要介護1： 2名 要介護2： 1名 要介護3： 9名 要介護4： 3名 要介護5： 3名

（平均介護度 3.22）

6. ホーム利用に当たっての留意事項

- ・面会時間は9：00～17：00です。
- ・外出・外泊は家族の同意、同伴があれば可能です。お食事の準備の都合上3日前までのご連絡をお願いいたします。
- ・ペット、不要な大金・宝石・貴金属、危険物、その他、共同で生活するにあたり不適當と思われるものは持ち込むことができません。
- ・飲酒は適当な場所や時間でなければ可能です。
- ・全館禁煙です。

7. サービスおよび利用料等

保険対象外サービス	別途のサービスについては、各個人の利用内容に応じて自己負担となります。料金の改定は理由を付けて事前に連絡されます。
居室の提供(家賃)	73,000円/月
管理費	24,000円/月
食事の提供	朝：310円、昼：410円、夜：460円 おやつ：100円

個人消耗品の費用	嗜好品、オムツ代個人で使用した品は実費精算で自己負担となります。
----------	----------------------------------

- ・ 外泊や他の病院に入院中の住居費は、全額ご利用者負担となります。
- ・ 外泊や他の病院に入院中の管理費は請求いたしません。

基本料金

	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 割負担	783 円	787 円	823 円	849 円	865 円	883 円
2 割負担	1,659 円	1,574 円	1,647 円	1,697 円	1,731 円	1,766 円
3 割負担	2,348 円	2,361 円	2,470 円	2,546 円	2,596 円	2,649 円
その他加算		<u>1 割負担</u>		<u>2 割負担</u>		<u>3 割負担</u>
■医療連携体制加算 (I) ハ		39 円/日		77 円/日		116 円/日
■生活機能向上連携加算 (I)		105 円/月		210 円/月		315 円/月
■栄養管理体制加算		31 円/月		62 円/月		93 円/月
■口腔衛生管理体制加算		31 円/月		62 円/月		93 円/月
■口腔・栄養スクリーニング加算						
	6ヶ月に1回を限度に	21 円/回		42 円/回		63 円/回
■科学的介護推進体制加算		42 円/月		84 円/月		126 円/月
■サービス提供体制強化加算 (II)		19 円/日		38 円/日		57 円/日
■初期加算 (入居時から起算して 30 日以内の期間で算定)		31 円/日		62 円/日		93 円/日
■介護職員処遇改善加算(II)	総利用単位数に 17.8%を乗じた単位数を加算します。					
■協力医療機関連携加算		105 円/月		209 円/月		314 円/月
■看取り介護加算						
死亡日 45 日前～31 日前		75 円/日		150 円/日		226 円/日
死亡日 30 日前～4 日前		151 円/日		301 円/日		451 円/日
死亡日前々日、前日		711 円/日		1,421 円/日		2,132 円/日
死亡日		1,338 円/日		2,675 円/日		4,013 円/日
□上記加算以外に必要時において発生する加算は下記の通りです。						
・退去時情報提供加算 一人につき 1 回を限度		261 円/回		523 円/回		784 円/日
・新興感染症等施設療養費 厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合						
		※1 月に 1 回、連続して 5 日間を限度				
		251 円/日		502 円/日		752 円/日

8. 協力医療機関名

協力医療機関名	医療法人社団 絃和会 しいの木クリニック
診療科目、ベッド数等	内科
協力医師	末村 雅明

協力医療機関名	医療法人財団明理会 新松戸中央総合病院
協力医師	松尾 亮太
診療科目、ベッド数	内科、循環器内科、呼吸器内科、腎臓内科、血液内科 消化器・肝臓内科、神経内科、 外科、脳神経外科 整形外科、眼科、泌尿器科、皮膚科、 333床
協力歯科機関名	医療法人社団 OUGA たかはし歯科医院
協力医師	鷹橋 雅幸

9. 苦情相談機関

ホーム苦情相談機関	担当者氏名：金子 哲也
外部苦情申し立て機関 (連絡先電話番号)	市町村相談窓口：松戸市 介護保険課 給付班 TEL：047-366-7067 国保連相談窓口：千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談係 TEL：043-254-7428

10. 重度化した場合における対応に関する指針

- ① 入院期間中における住居費、保守管理費の取り扱いについては利用者の負担とする。
- ② 入院期間中における食費、光熱・水道費の取り扱いについては原則として請求しないものとする。
- ③ 緊急の場合
かかりつけ医または医療機関等へ搬送し受診する。
症状に応じて救急車を要請する。
また、医療連携機関である（しいの木クリニック）・訪問看護師の指示を仰ぎ適切な医療処置を受ける。いずれの場合も速やかにご家族へ連絡をし、説明の上、理解を得るものとする。
- ④ 入院が長期化した場合
入院期間は1ヵ月を目安としホーム復帰が可能であれば居室の確保に努めるものとする。病状によりホーム復帰が望めない場合は、利用契約を終了する。いずれの場合も利用者・家族、医療機関の連携のもと十分話し合いを持った上で決定するものとする。
- ⑤ 終末期（看取り）に関しては、以下の通りにする。
ホームで終末期を希望される場合は、主に介護職員による終末期（看取り）介護となります。医師、家族と十分に話し合い終末期（看取り）介護の計画を作成し、終末期（看取り）についての同意書を得ることとなります。また、終末期（看取り）についての同意書は、定期的に話し合いを行いその都度、同意を

得ることとなります。

1 1. 虐待の防止について

当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 金子 哲也
-------------	-----------

② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

③ 虐待防止のための指針の整備をしています。

④ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

⑤ サービス提供中に、当施設従業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 2. 運営推進会議

・当ホームでは外部の方の意見を取り入れ、より適正な施設の運営を図る為、運営推進会議を開催するものとする。尚会議メンバーは、同地区代表及び 民生委員、市職員とご利用者、ご家族、ホーム職員で構成するものとする。

1 3. 健康管理指針

日常の健康管理

- ・毎日一定の時間に体温・脈数・血圧を測定し記録します。
- ・変化が有る時は、医療関係者に報告、連絡、相談をします。
- ・ご利用者の状態に変化が生じた場合ご家族へ連絡します。
- ・夜間や急を要するとドクターが判断した場合救急対応します。その場合も、ご家族へ連絡をしますので受診対応のご協力をお願い致します。
- ・入院となられた場合もご家族にご協力をお願い致します。

受け入れについて

- ・寝たきりになられ、入居時と状態が変わった場合においても、可能な限り継続して受け入れます。
- ・病院へ入院となり、長期的な治療が必要になった場合は退去となる場合がありますが、ご家族と話し合いを持ち対応させていただきます。

1 4. 緊急時・終末期に関する指針

- ・ 終末期（看取り）に関しては、以下の通りにします。
ホームで終末期を希望される場合は、主に介護職員での終末期（看取り）介護となります。医師、家族と十分に話し合い終末期（看取り）介護の計画を作成し、終末期（看取り）についての同意書を得ることとなります。また、終末期（看取り）についての同意書は、定期的に話し合いを行いその都度、同意を得ることとなります。
- ・ 緊急の場合
往診医に相談、指示のもと救急搬送し病院受診となります。
いずれの場合も速やかにご家族へ連絡をします。

1 5. 個人情報に関する確認事項

- ①当ホーム（認知症対応型共同生活介護）を利用するに当たり、ご利用者の個人情報を用いることについて同意します。
- ②友人、知人、親戚の方からの問い合わせについて
入居されていることを（教えて良い 教えないで欲しい）
- ③ホーム内での写真公開について
ご本人の写真が載ることは（構わない 載せないで欲しい）
- ④当ホームのホームページ・SNSについて
ご本人の写真が載る事は（構わない 載せないで欲しい）

年 月 日

(事業者) ホーム名： グループホームいきいきの家松戸
住 所： 〒270-0011
千葉県松戸市根木内119-1

説明者名： 金子 哲也 印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認します。

(利用者) 住 所：
氏 名： 印

(利用者代理人)
住 所：
氏 名： 印

(身元引受人)
住 所：
氏 名： 印